三　犬又は猫の名
四　犬又は猫の毛色
五　前二号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
六　マイクロチップの識別番号
七　登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

8　法第三十九条の五第八項の規定による届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

（変更登録）

第二十一条の八　法第三十九条の六第一項の変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。　（新設）

（狂犬病予防法の特例）

第二十一条の九　法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
二　登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
三　登録又は変更登録日
四　個人又は法人の別
五　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
六　登録又は変更登録を受けた犬の名
七　登録又は変更登録を受けた犬の品種
八　登録又は変更登録を受けた犬の毛色
九　登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
十　登録又は変更登録を受けた犬の性別
十一　前五号に掲げるもののほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項
十二　登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録年月日及び登録番号
十三　変更登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項
十四　変更登録の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

2　法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地